

四日市市上下水道局告示第18号

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月27日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成19年四日市市上下水道局告示第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付の対象)</p> <p>第5条 管理者は、次に掲げる者に対し、新築補助金を予算の範囲内において交付する。</p> <p>(1) 補助対象区域において新築及び改築、増築等に伴い、補助対象浄化槽を設置しようとする者</p> <p>(2) 補助対象区域において既存建築物の合併処理浄化槽を補助対象浄化槽へ更新しようとする者</p> <p><u>(3) 管理者が特に交付の必要があると認めた場合</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(補助金交付申請)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着工までに四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない</p>	<p>(交付の対象)</p> <p>第5条 管理者は、次に掲げる者に対し、新築補助金を予算の範囲内において交付する。</p> <p>(1) 補助対象区域において新築及び改築、増築等に伴い、補助対象浄化槽を設置しようとする者</p> <p>(2) 補助対象区域において既存建築物の合併処理浄化槽を補助対象浄化槽へ更新しようとする者</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(補助金交付申請)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着工までに四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない</p>

い。

(1)から(3)まで (略)

(4) 工事請負契約書の写し (契約不適合責任について明記したもの。購入者の場合を除く。)

(5)から(10)まで (略)

別表第1 (第6条関係)

1) 人槽区分	2) 補助金額
5人槽	<u>180,000円</u>
6人槽～7人槽	231,000円
8人槽～50人槽	292,000円

別表第2 (第6条関係)

1) 人槽区分	2) 補助金額
5人槽	<u>360,000円</u>
6人槽～7人槽	462,000円
8人槽～50人槽	585,000円

別表第3 (第6条関係)

1) 人槽区分	2) 補助金額
5人槽～50人槽	<u>180,000円</u>

い。

(1)から(3)まで (略)

(4) 工事請負契約書の写し (かし担保明記したもの。購入者の場合を除く。)

(5)から(10)まで (略)

別表第1 (第6条関係)

1) 人槽区分	2) 補助金額
5人槽	<u>192,000円</u>
6人槽～7人槽	231,000円
8人槽～50人槽	292,000円

別表第2 (第6条関係)

1) 人槽区分	2) 補助金額
5人槽	<u>384,000円</u>
6人槽～7人槽	462,000円
8人槽～50人槽	585,000円

別表第3 (第6条関係)

1) 人槽区分	2) 補助金額
5人槽～50人槽	<u>150,000円</u>

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第7条関係）

（別表）チェックリスト

検 査 項 目	チ ェ ッ ク の ポ イ ン ト	欄
1. 流入管、放流管等の勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差は適切か、逆流しないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点や一定間隔毎の升設置は適切か。	
5. 各種配管等の状況	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。転換の場合、浄化槽の配管を示す写真	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行えるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺状況	保守点検、清掃が困難な場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃が支障となるものがおかれていないか	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
	スラブコンクリートに配筋がされているか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	ろ材又は接触材等に変形や破損はないか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置、汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12. 消毒装置の変形、破損、固定の状況	消毒装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ設備（流入ポンプ、放流ポンプ等）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
14. ブロワーの設置、稼働状況	ポンプ、配管等がレベルスイッチの稼働を妨げないか。	
	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
上記のとおり確認したことを証します。		
年 月 日	浄化槽設備士氏名	印
(浄化槽設備士免状の番号又は修了番号：)		

《浄化槽設備士の記載に当たっては、設備士の署名又は記名押印をすること》

第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第11条関係）

第 号

住 所 _____

氏 名 _____

(TEL)

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で報告のあった四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

印

記

金

円

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)